

令和5年4月5日

各務原市内認知症対応型共同生活介護事業所 各位

平素より、市の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
各務原市介護保険課の鈴木と申します。

標記の件につきまして、令和5年度に外部評価の実施回数の適用を受けることを希望する事業所におかれましては、令和5年4月25日（火）までに介護保険課へ適用申請書をご提出ください。

岐阜県の下記HPに取扱いと様式が掲載されています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1508.html>

※令和3年度介護報酬改定に伴い、地域密着型サービスに係る外部評価の取り扱いについて関係通知が改正され、従来、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者評価」を行うこととしていたところ、事業所がサービスの質の自己評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三社者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけ、事業所は、当該運営推進会議と従来の外部評価のいずれかから、第三者評価を受けることが可能となりました。また、第三者機関において外部評価を受ける際の軽減措置の要件の一つである、「過去に5年間継続して外部評価を受けていること」がありますが、運営推進会議を活用した外部評価を開催した場合は、軽減対象の要件の「5年間継続」にカウントできませんので、ご注意ください。よろしく願いいたします。

各務原市役所 健康福祉部
介護保険課 施設指導係 鈴木 義和
TEL 058-383-2067（直通）
TEL 058-383-1111（代表 内線:2789）
FAX 058-383-6365
mail kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp
